

## 包括外部 監査を 実施

## さらなる財務の 透明性向上のために

### 包括外部監査とは

包括外部監査とは、従来の監査委員による監査制度とは別に、地方公共団体がその組織に属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士等）と契約を締結して、特定のテーマについて監査を受けるものです。

初回となる今年度は、公認会計士の野口真一氏を包括外部監査人として契約を締結しました。

### 県内市町で初の条例化

包括外部監査は、都道府県と指定都市、中核市には地方自治法で実施が義務付けられていますが、それ以外の市町村は、条例を定めた場合にのみ実施できることとされています。市では、財務の透明性確保・向上を図り、また、コンプライアンス体制をしっかりと機能させながら市政運営をより確かなものとするため、義務付けられていない県下の市町で初めて平成27年10月に「甲賀市包括外部監査条例」を制定し、今年度から包括外部監査を実施します。

### 監査テーマの決定と実施

監査テーマは、包括外部監査人が予備調査に基づき「市税等歳入の賦課及び徴収に関する事務の執行について」と決定しました。

選定理由は、「高齢化が進み、福祉に必要な経費が年々増加するなかで、歳入をしっかりと確保することは重大な課題であり、そのなかでも市税等を適切に賦課および徴収することは負担の公平を図るためにも重要となること」によります。

今後、包括外部監査人は、監査委員と調整を行いながら、監査テーマに基づき、関係課に対して監査を行います。

監査の結果報告書は、包括外部監査人から、市議会、市長および監査委員ならびに関係する委員会等へ提出されます。

お問い合わせ  
財政課 財政係  
☎65-0676 / ☎63-4654

## 中学生の自転車損害賠償保険等の加入費用を補助

県では、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成28年2月26日に施行され、自転車利用者に対して、「自転車損害賠償保険等」への加入が10月1日から義務化されます。

市では、通学や部活動など、自転車の利用頻度の高い中学生に対して、保険等の加入費用を補助します。

### ●補助内容

市内在住の中学生を対象とした保険加入に対して、保護者からの申請に基づき、今年度加入された保険費用の一部または全部を補助金として交付します。

### ●補助金額

一世帯に対し年額1,000円  
※但し、保険料が1,000円未満の場合はその金額

### ●申請書類

1. 申請書  
・市内各中学校を通じて配布  
・市ホームページからでもダウンロードできます。
2. 加入保険証書の写し(保険支払金額のわかるもの)

### ■受付場所

市立各中学校または学校教育課(甲南庁舎)

### ■申請受付期間

平成29年3月31日(金)まで(土・日曜、祝日を除く)  
制度の詳細は、下記へお問い合わせください。  
市ホームページでもご覧いただけます。



お問い合わせ  
学校教育課 ☎86-8019 / ☎86-8380

## 農業委員会制度が変更されました

平成28年4月1日に「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員会は、農地法等の業務以外に農地利用の最適化という新たな業務が法定業務となりました。

また、改正に伴い、農業委員の定数(現在37人)は半数程度に削減されますが、新たに、地域における農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を設置します。

主に合議体としての意思決定を行う農業委員と、地域での活動を主とする農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化を推進するものです。

### 変更のポイント

#### ①「農地利用の最適化の推進」業務強化

担い手への農地等の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務を積極的に取り組みます。

#### ②農業委員の選任方法等の変更

公選制を廃止し、市長が議会の同意を得て任命します。  
※任命にあたってはあらかじめ、地域の農業者や農業団体へ推薦を求め、公募を行います。

※構成は、過半数を認定農業者とし、農業者以外で中立的な立場の方を含めます。また女性や青年についても積極的に登用します。

#### ③農地利用最適化推進委員の選任方法

あらかじめ定めた担当地域ごとに推薦や公募を行い、農業委員会が委嘱します。

### 新体制への移行期日

次期委員の任期が始まる、平成29年7月20日からです。

お問い合わせ  
農業委員会事務局 ☎65-0717 / ☎63-4601

## 10月16日(日)は、甲賀市長選挙。 甲賀市議会議員補欠選挙の投票日です

市民の皆さんが市の代表を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく貴重な一票を活かしましょう。

### ◆告示日 10月9日(日)

・立候補者数が定数を超えない場合は、無投票となります。

### ◆投票日 10月16日(日)

#### ●今回の選挙の留意点

- ▼次の投票区は投票所が変更になります。  
・第2投票区 春日集会所  
・第15投票区 貴生川小学校多目的室  
・第17投票区 杉中コミュニティセンター 杉の郷

- ・第53投票区 甲賀もろふる里館
- ▼水口地域の期日前投票所は、水口社会福祉センター 福祉ホールです。
- ▼投票日当日(10月16日)までに転出された方は投票できません。
- ▼不在者投票を検討されている方は、お早めに請求をお願いします。10月7日から必要書類を発送します。詳しくは、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ  
甲賀市選挙管理委員会事務局 ☎65-0667 / ☎63-4561

## 都市計画審議会委員を募集

都市計画法に基づき市が計画するまちづくりに対する調査審議をしていただきます。

### ■募集人数 2人以内

### ■応募資格

市内に在住または在勤で、満20歳以上平成28年4月1日現在の方

### ■委員の職務 都市計画審議会条例第2条の規定に基づく調査審議

### ■委員の任期

平成28年12月1日から平成30年11月30日までの2年間(予定)

### ■募集要項および応募方法

募集要項は、都市計画課に備え付けてあるほか、市ホームページに掲載して

います。

応募は、規定の申請様式に必要事項等を記入のうえ、郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法で左記に提出してください。

### ■応募期間 10月3日(月)～17日(月)

甲賀市建設部都市計画課都市計画係  
〒528-8502 (郵便番号のみ)  
☎65-0716 / ☎63-4601  
✉koka10401000@city.koka.lg.jp